

令和8年4月3日

行政運営改善調査の実施

総務省行政評価局では、行政評価等プログラムに基づき、令和8年4月から以下のテーマについて調査を実施します。

○ 災害弔慰金の支給事務に関する調査

首都直下地震や南海トラフ地震などによる大規模災害の発生が懸念されているところ、市町村の取組を推進する必要があるため、取組を進めている自治体の事例や、取組に苦慮している自治体の課題等を調査し、国や都道府県による有効な支援策を検討

○ 屋内遊戯施設に関する調査ーこどもの安全確保を中心としてー

近年、酷暑や大雨等により屋外活動に制約が生じる中、屋内のこども向け遊戯施設・遊び場（屋内遊戯施設）が増加している一方で、利用者の骨折等の重大事故等も発生している。こうした状況を踏まえ、屋内遊戯施設を設置・運営する事業者・地方公共団体における安全確保に関する取組の促進や利用者の事故防止意識の向上を図る観点から、こどもが安全に施設を利用できるような方策を検討

(連絡先)

<災害弔慰金の支給事務に関する調査>

総務省行政評価局評価監視官（内閣、総務等担当）

担 当：塩見

電 話：03-5253-5440（直通）

<屋内遊戯施設に関する調査ーこどもの安全確保を中心としてー>

総務省行政評価局評価監視官（財務、文部科学等担当）

担 当：木村

電 話：03-5253-5434（直通）

※その他調査全般のお問合せ：<https://www.soumu.go.jp/form/hyouka/i-hyouka-form.html>

○ 災害弔慰金の支給事務に関する調査

○ 災害弔慰金に関する審査会の設置や運営に関し、取組を進めている自治体の事例や、取組に苦慮している自治体の課題等を調査し、市町村における取組の促進に資する方策を検討

- 災害弔慰金の支給対象となる災害関連死の認定は、判定が困難な場合等においては、市町村が設置する審査会の調査審議を経て行われているが、審査会の設置等に関する規定を定めている市町村は約4割（685/1,741市町村、令和7年8月31日時点）。特に小規模市町村の中には、単独での審査会設置に苦慮している例あり
- 令和6年能登半島地震では、石川県内の多くの市町において審査会を設置しておらず、開催・運営に係るノウハウもなかったことから、県が市町村の審査会業務を支援
 - ※ 令和6年能登半島地震での石川県内の災害関連死者数481人（令和8年3月4日現在）。東日本大震災や平成28年（2016年）熊本地震においても県が市町村の審査会業務を支援
- 首都直下地震や南海トラフ地震などによる大規模災害の発生が懸念されているところ、市町村の取組を促進するため、国や都道府県による有効な支援策を検討

主要調査事項

- 審査会の設置、委員委嘱、審査会運営に関する取組状況
- 市町村における課題、情報ニーズの状況
- 都道府県における支援事例

主要調査対象

調査対象機関

内閣府

関連調査等対象機関

都道府県、市町村等

調査実施期間

令和8年4月～9年2月（予定）

○屋内遊戯施設に関する調査－こどもの安全確保を中心として－

○ 屋内遊戯施設の安全確保に関する取組状況、事故の発生状況等を調査し、こどもが安全に施設を利用できるような方策を検討

- 近年、酷暑、大雨などによる屋外活動の制約などを背景として、商業施設内のこども向け遊戯施設※や、地方公共団体による屋内のこども向け遊び場等の施設※が増加。今後も需要の増加が見込まれる一方、利用者の骨折などの重大事故等も発生

※ 滑り台やボールプールなど、こどもが体を動かして遊ぶことができる遊具が設置された施設

- これらの屋内遊戯施設における安全確保については、直接的な法規制はなく、国・関連団体による注意喚起や商業施設内の遊戯施設を対象としたガイドラインに基づく事業者の自主的な取組が中心
- 屋内遊戯施設を設置・運営する事業者・地方公共団体の安全確保に関する取組の促進や、利用者の事故防止意識の向上を図ることが重要

主要調査事項

- 屋内遊戯施設の安全確保に関する取組状況
- 事故発生時の対応状況
- 事故情報等の活用状況

主要調査対象

調査対象機関

消費者庁、こども家庭庁、経済産業省等

関連調査等対象機関

都道府県、市区町村、屋内遊戯施設事業者等

調査実施期間

令和8年4月～9年2月（予定）